

保 存 期 間 30 年

通達乙警第1210号

令和3年12月20日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

司法解剖死体の公費搬送について

司法解剖を終了した死体の公費搬送については、司法解剖死体の公費搬送の実施について（平成29年7月13日付け通達警第1137号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、行政手続において押印等を求めないこととするため、今後は、下記により実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 目的

司法解剖を終了した死体の搬送に係る経費を公費で負担することにより、遺族等の精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 定義

用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 司法解剖

「司法解剖」とは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき裁判所の発する鑑定処分許可状を得て行う解剖をいう。

(2) 司法解剖死体

「司法解剖死体」とは、司法解剖を終了した死体をいう。

(3) 司法解剖対象死者

「司法解剖対象死者」とは、司法解剖の対象である死者本人をいう。

(4) 遺族等

「遺族等」とは、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）第5条第1項に規定する遺族その他当該死体を引き渡すことが適當と認められる者をいう。

(5) 公費搬送

「公費搬送」とは、司法解剖死体を死体取扱規則第5条第1項本文の規定により、遺族等の申請に基づき、公費負担により搬送することをいう。

3 公費搬送の要件

司法解剖死体の搬送に係る経費は、次のいずれかに該当する場合を除き、公費により負担する。

- (1) 加害者が、司法解剖対象死者の配偶者（内縁関係を含む。）、六親等内の血族、三親等内の姻族であるとき。ただし、司法解剖対象死者が監護者性交等致死被害者である場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に規定する保護命令が発せられていた場合等、特段の事情がある場合は、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議する。
- (2) 司法解剖対象死者が、生存中に、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとがあると認められるとき。
- (3) (1)から(2)までのほか、司法解剖死体の搬送に係る経費を公費により負担することが社会通念上適当でないと警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が認めることにつき相当の理由があるとき。

4 公費搬送の実施区間

- (1) 公費搬送の区間は、原則として解剖を行った場所から遺族等が希望し、かつ、警察署長等が適當と認めた場所（以下「搬送先」という。）までとする。
- (2) 搬送先が県外となるときは、警察署長等は、事前に警務課長と協議する。

5 公費搬送の手続

- (1) 警察署長等は、遺族等が公費搬送を希望するときは、遺族等から申請書（様式第1号）の提出を受ける。
- (2) 警察署長等は、申請書を受理し、公費搬送の必要があると認められるときは、

司法解剖死体の公費搬送事前通知書（様式第2号）により警務課長に通知する。

- (3) 警務課長は、公費搬送の適否を判断し、速やかに警察署長等に連絡する。
- (4) 警察署長等は、公費搬送が終了したことを確認したときは、速やかに司法解剖死体の公費搬送終了通知書（様式第3号）により警務課長に通知する。
- (5) 警務課長は、(2)から(4)までの結果について速やかに警察本部長に報告する。

6 協議

- (1) 警察署長等は、公費搬送の適否について疑義があるときは、警務課長と事前に協議する。
- (2) 警務課長は、必要により警務部会計課長と協議する。

7 その他

この通達に規定するもののほか、司法解剖死体の公費搬送の実施に関し必要な事項は、警務部長が別に定める。

申 請 書

私は、下記の事項を了承の上、死者_____の公費搬送を申請します。

記

警察署長（高速道路交通警察隊長）が、公費搬送に関する事務処理のため、この申請書記載の情報を警察署長（高速道路交通警察隊長）が公費搬送を行う業者になろうとする者に通知すること及び警察部内で利用することに同意します。

搬送希望先	住 所	
	施設名 (氏名)	
	連絡先	

年 月 日

長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

死者との関係 _____

様式第2号

発第 号
年 月 日

警務部警務課長 殿

長

司法解剖死体の公費搬送事前通知書

種 別	<input type="checkbox"/> 犯罪死体 <input type="checkbox"/> 犯罪の疑いのある死体 <input type="checkbox"/> 交通事故死体		
事 件 名			
発 生 日 時	年	月	日 時 分頃
発 生 場 所			
公費負担の要件	通達3の (1)に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (2)に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (3)に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
死者の住所 氏名・性別 生年月日	<input type="checkbox"/> 男 , <input type="checkbox"/> 女 年 月 日生(歳)		
解剖開始予定	年	月	日 時 分から
解剖予定場所			
搬送開始場所			
搬 送 先 等	1 搬送先 <input type="checkbox"/> 死者の住所に同じ <input type="checkbox"/> 通夜・葬儀会場 (会場名) (住所) 2 遺族等 氏名 住所 死者との関係		
搬 送 距 離 及 び 見 積 額	搬送距離	km	見 積 額 円
搬 送 業 者 名	住 所 会社名 電話番号 () 担当者名		
担 当 者 名	<input type="checkbox"/> 刑事課 <input type="checkbox"/> 交通課 <input type="checkbox"/> 課 <input type="checkbox"/> 高速隊	階級	氏名 (警電) ()

※ 担当者名は、司法解剖を実施する事案の担当課(係)長(高速隊にあっては、中隊長又は小隊長)とする。

様式第3号

発第 号
年 月 日

警務部警務課長 殿

長

司法解剖死体の公費搬送終了報告書

事件名					
事案概要					
死者の住所 氏名・性別 生年月日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 年 月 日 生(歳)				
解剖実施場所					
搬送開始場所					
搬送開始時間	年 月 日 時 分				
搬送先等	<p>1 搬送先 <input type="checkbox"/>死者の住所に同じ <input type="checkbox"/>通夜・葬儀会場 (会場名) (住所)</p> <p>2 遺族等 氏名 住所 死者との関係</p>				
搬送終了時間	年 月 日 時 分				
搬送業者名			支払予定金額	円	
担当者名	所属		氏名 (警電)	()	

備考 事案概要が不明の場合は、「事案概要」欄には死体の発見状況を記載するものとする。